

地域資源を活用した事業で支援を受けたい

地域未来投資促進法 に基づく支援

趣旨・目的

地域が有する資源や特色、強みを最大限に活用して高い付加価値を創出する事業（地域経済牽引事業）を生み出すことを目指し、地域に大きな波及効果をもたらす事業者に対して、支援措置を行います。

対象となる方

滋賀県知事に対し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた事業者

支援内容

①税制による支援措置

- 先進的な事業に必要な設備投資に対する軽減措置として税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減。（別途、国の先進性の確認が必要）

②国予算による支援措置

- ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費や地域未来投資促進事業費における採択審査加点優遇配慮など。

③金融による支援措置

- 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期かつ固定金利での融資など。

④規制の特例措置等

- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮。
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案制度など。

⑤県における支援措置

- 不動産取得税の不均一課税
承認地域経済牽引事業に係る設備投資のうち、土地・家屋に係る不動産取得税の不均一課税。（別途、国の先進性の確認が必要）

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 企業立地推進室

TEL：077-528-3792（129ページ No.18）